

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月19日

【四半期会計期間】 第108期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社栃木銀行

【英訳名】 THE TOCHIGI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 菊池 康雄

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

【電話番号】 宇都宮 028(633)1241(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 荒井 卓

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区駒形1丁目3番16号駒形プラザビル7階
株式会社栃木銀行東京事務所

【電話番号】 東京 03(3844)5301

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 下山 孝治

【縦覧に供する場所】 株式会社栃木銀行東京支店
(東京都台東区駒形1丁目3番16号駒形プラザビル7階)
株式会社栃木銀行大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区上小町482番1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	27,758	26,674	26,807	54,590	54,309
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	1,356	6,090	4,629	17,838	9,545
連結中間純利益	百万円	832	3,278	2,237		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				12,948	5,640
連結純資産額	百万円	112,955	112,330	117,459	102,039	115,596
連結総資産額	百万円	2,376,164	2,403,055	2,452,744	2,369,492	2,417,629
1株当たり純資産額	円	983.50	975.57	1,017.00	886.10	1,002.32
1株当たり中間純利益 金額	円	7.33	28.89	19.73		
1株当たり当期純利益 金額(は1株当たり 当期純損失金額)	円				114.04	49.71
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円					
自己資本比率	%	4.69	4.60	4.70	4.24	4.70
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.19	10.35	10.87	10.03	10.48
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	53,945	18,661	34,416	74,812	15,399
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	38,467	37,669	14,383	19,113	41,691
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	426	406	402	854	809
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	60,113	80,489	92,435	99,904	72,803
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,881 [535]	1,933 [545]	1,939 [607]	1,838 [536]	1,878 [558]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成20年度は当期純損失が計上されているので記載しておりません。また平成21年度は潜在株式がないので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第106期中	第107期中	第108期中	第106期	第107期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	25,826	25,017	25,217	50,964	50,799
経常利益(は経常損失)	百万円	1,262	5,843	4,271	18,176	8,855
中間純利益	百万円	826	3,259	2,234		
当期純利益(は当期純損失)	百万円				12,992	5,609
資本金	百万円	27,408	27,408	27,408	27,408	27,408
発行済株式総数	千株	114,108	114,108	114,108	114,108	114,108
純資産額	百万円	111,543	110,510	115,169	100,392	113,518
総資産額	百万円	2,369,171	2,395,550	2,445,836	2,362,293	2,410,461
預金残高	百万円	2,226,021	2,254,924	2,295,626	2,230,833	2,263,089
貸出金残高	百万円	1,535,130	1,569,178	1,591,202	1,559,772	1,586,957
有価証券残高	百万円	664,983	678,422	686,902	628,881	684,007
1株当たり配当額	円	3.50	3.50	3.50	7.00	7.00
自己資本比率	%	4.70	4.61	4.70	4.25	4.70
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.13	10.25	10.73	9.95	10.36
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,742 [449]	1,839 [449]	1,825 [510]	1,704 [452]	1,754 [465]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,939 〔607〕
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員609人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,825 〔510〕
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員520人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

該当ありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）におけるわが国経済は、新興国向けの需要や経済対策等を背景に企業の生産活動を中心に持ち直しの動きが続いております。

当行の主たる営業基盤である栃木県経済についても、企業の生産活動を中心に持ち直しの動きが続いているものの、雇用情勢等に依然として厳しい状況が見られます。

このような環境の下、当行およびグループ会社は業績の伸長と効率化に努めてまいりました結果、当四半期連結会計期間における経営成績につきましては、以下のとおりとなりました。

経常収益は、債券売却益の増加等により前年同期比3億94百万円増加し132億4百万円となりました。また経常費用については、株式等償却の増加等により前年同期比10億42百万円増加し110億69百万円となりました。

この結果、経常利益は21億34百万円、四半期純利益は6億91百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の資産は、貸出金の増加等により前連結会計年度末比351億円増加し、2兆4,527億円となりました。負債は、預金等の増加により前連結会計年度末比332億円増加し、2兆3,352億円となりました。また純資産は利益計上に伴う利益剰余金等の増加により前連結会計年度末比18億円増加の1,174億円となりました。

なお、主要勘定の状況は次のとおりとなりました。

預金

個人預金等の増加により、預金残高は前連結会計年度末比324億円増加し2兆2,945億円となりました。

貸出金

住宅ローン等の増加により、貸出金残高は前連結会計年度末比45億円増加し1兆5,883億円となりました。

有価証券

市場動向を注視しつつ地方債及び社債を中心に運用に努めた結果、有価証券残高は前連結会計年度末比28億円増加し6,869億円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

資金運用収益は貸出金利の減少により前第2四半期連結会計期間比4億円減少の99億円、資金調達費用は預金利息の減少により前第2四半期連結会計期間比3億円減少の6億円となりました。

この結果、資金運用収支は、前第2四半期連結会計期間比ほぼ同額の93億円となりました。

役務取引等収支は、預り資産販売手数料の増加により前第2四半期連結会計期間比1億円増加の5億円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却益の増加により前第2四半期連結会計期間比8億円増加となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	9,367	53	9,420
	当第2四半期連結会計期間	9,240	98	9,339
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	10,344	75	10,399
	当第2四半期連結会計期間	9,896	117	9,996
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	977	22	979
	当第2四半期連結会計期間	656	19	657
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	385	5	390
	当第2四半期連結会計期間	580	5	585
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,108	7	1,116
	当第2四半期連結会計期間	1,355	8	1,363
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	723	2	725
	当第2四半期連結会計期間	774	3	777
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	5	12	17
	当第2四半期連結会計期間	802	19	821
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	5	12	17
	当第2四半期連結会計期間	802	19	821
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間			

(注) 1 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(外書き)であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、預り資産販売手数料の増加により前第2四半期連結会計期間比2億円増加の13億円、役務取引等費用につきましては、前第2四半期連結会計期間比ほぼ同額の7億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,108	7	1,116
	当第2四半期連結会計期間	1,355	8	1,363
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	300		300
	当第2四半期連結会計期間	359		359
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	458	7	465
	当第2四半期連結会計期間	441	8	449
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	14		14
	当第2四半期連結会計期間	11		11
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	208		208
	当第2四半期連結会計期間	342		342
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	6		6
	当第2四半期連結会計期間	5		5
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	5	0	6
	当第2四半期連結会計期間	6	0	7
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	723	2	725
	当第2四半期連結会計期間	774	3	777
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	84	2	86
	当第2四半期連結会計期間	84	3	88

(注) 「国内業務部門」とは、当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	2,249,584	4,753	2,254,337
	平成22年9月30日	2,289,333	5,235	2,294,569
うち流動性預金	平成21年9月30日	1,004,780		1,004,780
	平成22年9月30日	1,035,762		1,035,762
うち定期性預金	平成21年9月30日	1,233,498		1,233,498
	平成22年9月30日	1,248,051		1,248,051
うちその他	平成21年9月30日	11,304	4,753	16,058
	平成22年9月30日	5,519	5,235	10,755
譲渡性預金	平成21年9月30日			
	平成22年9月30日	100		100
総合計	平成21年9月30日	2,249,584	4,753	2,254,337
	平成22年9月30日	2,289,433	5,235	2,294,669

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 「国内業務部門」とは、当行の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,565,886	100.00	1,588,359	100.00
製造業	159,428	10.18	162,139	10.21
農業, 林業	5,332	0.34	6,037	0.38
漁業	75	0.00	69	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3,041	0.19	2,921	0.18
建設業	88,114	5.63	82,214	5.18
電気・ガス・熱供給・水道業	7,860	0.50	7,362	0.46
情報通信業	5,648	0.36	5,527	0.35
運輸業, 郵便業	48,482	3.09	50,676	3.19
卸売業, 小売業	170,132	10.86	166,193	10.46
金融業, 保険業	51,723	3.30	61,746	3.89
不動産業, 物品賃貸業	300,659	19.20	301,039	18.95
各種サービス業	167,687	10.71	165,198	10.40
地方公共団体	103,001	6.58	114,460	7.21
その他	454,697	29.04	462,771	29.14
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,565,886		1,588,359	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等により263億22百万円となりました。

(前年同期比26億98百万円減少)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却等により139億41百万円となりました。

(前年同期比222億52百万円増加)

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により 2百万円となりました。

(前年同期比1百万円増加)

これらの結果、現金及び現金同等物の第2四半期連結会計期間末残高は、第1四半期連結会計期間比123億82百万円減少し924億35百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	19,862	21,368	1,505
経費(除く臨時処理分)	13,300	13,681	381
人件費	7,360	7,593	232
物件費	5,282	5,497	214
税金	656	590	66
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,562	7,687	1,124
一般貸倒引当金繰入額	617	534	1,152
業務純益	5,944	8,221	2,277
うち債券関係損益	18	1,440	1,422
臨時損益	100	3,950	3,849
株式関係損益	1,225	2,251	3,476
不良債権処理損失	1,244	1,588	344
貸出金償却	1,021	721	300
個別貸倒引当金繰入額	112	732	620
債権売却損	42	17	24
偶発損失引当金繰入額	23	56	33
信用保証協会責任共有制度負担金	44	60	15
その他臨時損益	81	109	28
経常利益	5,843	4,271	1,572
特別損益	599	177	422
うち固定資産処分損益	7	30	22
税引前中間純利益	6,442	4,448	1,994
法人税、住民税及び事業税	25	20	5
法人税等調整額	3,158	2,193	964
法人税等合計	3,183	2,213	969
中間純利益	3,259	2,234	1,024
貸倒償却引当費用 +	1,862	1,054	807

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.84	1.73	0.11
(イ)貸出金利回	2.25	2.11	0.14
(ロ)有価証券利回	1.08	1.07	0.01
(2) 資金調達原価	1.37	1.32	0.05
(イ)預金等利回	0.18	0.12	0.06
(ロ)外部負債利回	0.00	0.00	0.00
(3) 総資金利鞘	0.47	0.41	0.06

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。
2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	12.41	13.40	0.99
業務純益ベース	11.24	14.34	3.10
中間純利益ベース	6.16	3.89	2.27

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	2,254,924	2,295,626	40,701
預金(平残)	2,229,719	2,284,424	54,705
貸出金(未残)	1,569,178	1,591,202	22,024
貸出金(平残)	1,538,495	1,562,549	24,054

(2) 個人・法人別預金残高(国内業務部門)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,888,121	1,916,630	28,508
法人	321,974	333,403	11,429
合計	2,210,095	2,250,034	39,938

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	405,499	419,150	13,651
住宅ローン残高	351,831	370,072	18,240
その他ローン残高	53,667	49,078	4,589

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,284,496	1,293,227	8,730
総貸出金残高	百万円	1,569,178	1,591,202	22,024
中小企業等貸出金比率	/ %	81.85	81.27	0.58
中小企業等貸出先件数	件	92,233	92,104	129
総貸出先件数	件	92,441	92,325	116
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.77	99.76	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	32	132	33	130
保証	1,705	8,421	1,505	7,173
計	1,737	8,554	1,538	7,304

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9月30日	平成22年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	27,408	27,408
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	26,150	26,150
	利益剰余金	59,774	63,613
	自己株式()	431	441
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	397	397
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	1,637	2,093
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
計 (A)	114,142	118,427	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	258	230
	一般貸倒引当金	7,322	7,212
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		
	計	7,581	7,443
うち自己資本への算入額 (B)	7,581	7,443	
控除項目	控除項目(注4) (C)	404	404
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	121,319	125,465
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,081,844	1,064,579
	オフ・バランス取引等項目	11,159	10,124
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,093,003	1,074,703
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	78,637	79,348
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,291	6,347
	計(E) + (F) (H)	1,171,641	1,154,052
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100(%)	10.35	10.87	
(参考)Tier 1比率 = A/H × 100(%)	9.74	10.26	

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9月30日	平成22年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	27,408	27,408
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	26,150	26,150
	その他資本剰余金		
	利益準備金	1,745	1,745
	その他利益剰余金	57,847	61,671
	その他		
	自己株式()	431	441
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	397	397
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	112,323	116,136
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	258	230
	一般貸倒引当金	7,277	7,169
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		
	計	7,536	7,400
うち自己資本への算入額 (B)	7,536	7,400	
控除項目	控除項目(注4) (C)	404	404
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	119,455	123,132
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,074,239	1,057,288
	オフ・バランス取引等項目	11,159	10,124
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,085,399	1,067,412
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	79,058	79,740
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,324	6,379
計(E) + (F) (H)	1,164,457	1,147,153	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.25	10.73
(参考)Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		9.64	10.12

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	97	89
危険債権	313	281
要管理債権	73	55
正常債権	15,330	15,596

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行		宇都宮北支店	宇都宮市岩曾町 1354	営業店舗	1,422.53	646.00	平成22年9月

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	212,000,000
計	212,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	114,108,000	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株であります。
計	114,108,000	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月30日		114,108		27,408,527		26,150,568

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	12,371	10.84
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,325	5.54
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,801	4.20
栃木銀行行員持株会	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	3,548	3.10
シービーエヌワイ デイエフエ イ インターナショナル スモー ル キャップ バリュウ ポート フォリオ (常任代理人 シティバンク 銀 行)	1299 OCEAN AVENUE 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	2,861	2.50
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	2,768	2.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,046	1.79
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2丁目12番6号	2,010	1.76
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	2,002	1.75
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,841	1.61
計		40,574	35.55

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 669,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 112,083,000	112,083	
単元未満株式	普通株式 1,356,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	114,108,000		
総株主の議決権		112,083	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が12千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が12個含まれております。
2 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には当行所有の自己株式845株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市 西2丁目1番18号	669,000		669,000	0.58
計		669,000		669,000	0.58

(注) 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	423	383	402	392	354	358
最低(円)	395	361	355	356	330	335

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)								当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)								前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)							
資産の部																								
現金預け金	7 82,793								7 94,439								7 74,862							
コールローン及び買入手形	3,788								4,610								4,279							
商品有価証券	116								137								149							
金銭の信託	11,011								9,286								10,151							
有価証券	7, 11 678,421								7, 11 686,901								7, 11 684,006							
貸出金																								
	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,565,886								1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,588,359								1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,583,815							
外国為替	5 1,236								5 808								5 1,041							
その他資産	7 17,438								7 27,870								7 17,237							
有形固定資産	9, 10 24,735								9, 10 24,576								9, 10 24,260							
無形固定資産	3,346								3,611								3,993							
繰延税金資産	27,668								23,420								25,797							
支払承諾見返	8,554								7,304								7,820							
貸倒引当金	21,943								18,581								19,786							
資産の部合計	2,403,055								2,452,744								2,417,629							
負債の部																								
預金	7 2,254,337								7 2,294,569								7 2,262,102							
譲渡性預金	-								100								-							
借入金	7 4,143								7 3,182								7 3,519							
外国為替	28								45								37							
その他負債	9,249								15,754								14,185							
賞与引当金	960								993								987							
役員賞与引当金	27								29								28							
退職給付引当金	10,971								10,786								10,855							
役員退職慰労引当金	377								382								423							
睡眠預金払戻損失引当金	189								198								186							
偶発損失引当金	153								236								180							
再評価に係る繰延税金負債	9 1,731								9 1,701								9 1,705							
支払承諾	8,554								7,304								7,820							
負債の部合計	2,290,725								2,335,284								2,302,033							

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	27,408	27,408	27,408
資本剰余金	26,150	26,150	26,150
利益剰余金	59,774	63,613	61,773
自己株式	431	441	437
株主資本合計	112,902	116,730	114,894
その他有価証券評価差額金	1,052	174	7
土地再評価差額金	9 1,156	9 1,189	9 1,190
評価・換算差額等合計	2,209	1,364	1,182
少数株主持分	1,637	2,093	1,884
純資産の部合計	112,330	117,459	115,596
負債及び純資産の部合計	2,403,055	2,452,744	2,417,629

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	26,674	26,807	54,309
資金運用収益	21,089	20,422	41,962
(うち貸出金利息)	17,375	16,533	34,464
(うち有価証券利息配当金)	3,672	3,853	7,422
役務取引等収益	2,245	2,499	4,563
その他業務収益	44	1,472	1,768
その他経常収益	3,295	2,412	6,014
経常費用	20,583	22,177	44,763
資金調達費用	2,068	1,413	3,744
(うち預金利息)	2,025	1,380	3,671
役務取引等費用	1,427	1,494	2,885
その他業務費用	-	-	4
営業経費	13,789	14,062	28,211
その他経常費用	3,298	5,206	9,918
経常利益	6,090	4,629	9,545
特別利益	734	317	1,342
固定資産処分益	99	6	116
償却債権取立益	328	310	841
その他	306	0	384
特別損失	112	136	244
固定資産処分損	107	30	132
減損損失	-	-	25
その他	4	105	86
税金等調整前中間純利益	6,712	4,810	10,643
法人税、住民税及び事業税	121	169	341
法人税等調整額	3,157	2,193	4,258
法人税等合計	3,278	2,362	4,599
少数株主損益調整前中間純利益		2,448	
少数株主利益	156	210	402
中間純利益	3,278	2,237	5,640

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	27,408	27,408	27,408
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	27,408	27,408	27,408
資本剰余金			
前期末残高	26,150	26,150	26,150
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	26,150	26,150	26,150
利益剰余金			
前期末残高	56,843	61,773	56,843
当中間期変動額			
剰余金の配当	397	397	794
中間純利益	3,278	2,237	5,640
土地再評価差額金の取崩	50	1	84
当中間期変動額合計	2,931	1,839	4,930
当中間期末残高	59,774	63,613	61,773
自己株式			
前期末残高	423	437	423
当中間期変動額			
自己株式の取得	7	3	14
当中間期変動額合計	7	3	14
当中間期末残高	431	441	437
株主資本合計			
前期末残高	109,978	114,894	109,978
当中間期変動額			
剰余金の配当	397	397	794
中間純利益	3,278	2,237	5,640
自己株式の取得	7	3	14
土地再評価差額金の取崩	50	1	84
当中間期変動額合計	2,923	1,835	4,916
当中間期末残高	112,902	116,730	114,894

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	8,317	7	8,317
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7,264	182	8,325
当中間期変動額合計	7,264	182	8,325
当中間期末残高	1,052	174	7
土地再評価差額金			
前期末残高	1,106	1,190	1,106
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	50	1	84
当中間期変動額合計	50	1	84
当中間期末残高	1,156	1,189	1,190
評価・換算差額等合計			
前期末残高	9,423	1,182	9,423
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7,214	181	8,240
当中間期変動額合計	7,214	181	8,240
当中間期末残高	2,209	1,364	1,182
少数株主持分			
前期末残高	1,484	1,884	1,484
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	152	209	399
当中間期変動額合計	152	209	399
当中間期末残高	1,637	2,093	1,884
純資産合計			
前期末残高	102,039	115,596	102,039
当中間期変動額			
剰余金の配当	397	397	794
中間純利益	3,278	2,237	5,640
自己株式の取得	7	3	14
土地再評価差額金の取崩	50	1	84
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7,367	27	8,640
当中間期変動額合計	10,290	1,863	13,558
当中間期末残高	112,330	117,459	115,596

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	6,712	4,810	10,643
減価償却費	885	1,150	1,914
減損損失	-	-	25
貸倒引当金の増減()	2,042	1,204	4,199
賞与引当金の増減額(は減少)	6	6	20
役員賞与引当金の増減額(は減少)	-	0	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	180	69	64
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	6	41	39
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	44	11	46
偶発損失引当金の増減額(は減少)	23	56	49
資金運用収益	21,089	20,422	41,962
資金調達費用	2,068	1,413	3,744
有価証券関係損益()	949	1,243	1,308
金銭の信託の運用損益(は運用益)	16	28	30
為替差損益(は益)	0	0	1
固定資産処分損益(は益)	7	24	15
貸出金の純増()減	9,719	4,543	27,648
預金の純増減()	24,424	32,467	32,189
譲渡性預金の純増減()	-	100	-
借入金の純増減()	261	337	885
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	471	54	225
コールローン等の純増()減	144	330	346
外国為替(資産)の純増()減	223	232	28
外国為替(負債)の純増減()	61	8	52
資金運用による収入	20,805	20,193	41,795
資金調達による支出	2,270	1,408	4,231
その他	513	1,217	4,961
小計	17,574	34,604	14,498
法人税等の支払額	120	305	312
法人税等の還付額	1,208	116	1,212
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,661	34,416	15,399

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	112,494	152,285	287,854
有価証券の売却による収入	33,062	90,635	167,674
有価証券の償還による収入	42,955	47,521	80,280
金銭の信託の減少による収入	1,016	893	1,889
有形固定資産の取得による支出	1,047	1,196	1,683
有形固定資産の売却による収入	388	20	384
無形固定資産の取得による支出	1,571	12	2,418
無形固定資産の売却による収入	0	-	0
敷金及び保証金の差入による支出	0	0	0
敷金及び保証金の回収による収入	20	41	34
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,669	14,383	41,691
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	397	397	794
少数株主への配当金の支払額	1	1	1
自己株式の取得による支出	7	3	14
財務活動によるキャッシュ・フロー	406	402	809
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	19,414	19,631	27,100
現金及び現金同等物の期首残高	99,904	72,803	99,904
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 80,489	1 92,435	1 72,803

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社4社 会社名 株式会社とちぎんビジネスサービス 株式会社とちぎん集中事務センター 株式会社とちぎんカード・サービス 株式会社とちぎんリーシング (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社4社 会社名 株式会社とちぎんビジネスサービス 株式会社とちぎん集中事務センター 株式会社とちぎんカード・サービス 株式会社とちぎんリーシング (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社4社 連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 該当ありません。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社	同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 4社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 12年~50年 その他 : 2年~20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 同左</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 同左</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,995百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,034百万円であります。</p>	<p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,734百万円であります。</p>
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。
	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左	(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左
	(11)偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。	(11)偶発損失引当金の計上基準 同左	(11)偶発損失引当金の計上基準 同左
	(12)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(12)外貨建資産・負債の換算基準 同左	(12)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(13)リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日。以下「企業会計基準適用指針第16号」という。)第81項に基づき、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したもとして、その他資産(リース投資資産)に計上する方法によっております。	(13)リース取引の処理方法 (借手側) 同左 (貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日。以下「企業会計基準適用指針第16号」という。)第81項に基づき、その他資産(リース投資資産)に計上する方法によっております。	(13)リース取引の処理方法 (借手側) 同左 (貸手側) 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(14)収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。	(14)収益及び費用の計上基準 同左	(14)収益及び費用の計上基準 同左
		(15)重要なヘッジ会計の方法 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。	
		(16)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	
	(17)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(17)消費税等の会計処理 同左	(17)消費税等の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。		連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
	<p>(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
		<p>(金融商品に関する会社基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,326百万円、延滞債権額は39,625百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は173百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,161百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,610百万円、延滞債権額は35,411百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は101百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,472百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,517百万円、延滞債権額は33,769百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は178百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,247百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																										
<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,286百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,693百万円であります。</p> <p>6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、300百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,208百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(割賦債権)</td> <td>400百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(リース投資資産)</td> <td>3,932百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>5,635百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>3,195百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券83,008百万円及び手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は927百万円であります。</p>	預け金	30百万円	有価証券	1,208百万円	その他資産(割賦債権)	400百万円	その他資産(リース投資資産)	3,932百万円	その他資産	2百万円	預金	5,635百万円	借入金	3,195百万円	<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,596百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,643百万円であります。</p> <p>6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、300百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,079百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(割賦債権)</td> <td>302百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(リース投資資産)</td> <td>2,802百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>1,890百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,346百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券81,454百万円及び手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は871百万円であります。</p>	預け金	30百万円	有価証券	1,079百万円	その他資産(割賦債権)	302百万円	その他資産(リース投資資産)	2,802百万円	その他資産	2百万円	預金	1,890百万円	借入金	2,346百万円	<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,713百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,512百万円であります。</p> <p>6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、300百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,079百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(割賦債権)</td> <td>313百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(リース投資資産)</td> <td>3,262百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>2,194百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,681百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券83,558百万円及び手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は912百万円であります。</p>	預け金	30百万円	有価証券	1,079百万円	その他資産(割賦債権)	313百万円	その他資産(リース投資資産)	3,262百万円	その他資産	2百万円	預金	2,194百万円	借入金	2,681百万円
預け金	30百万円																																											
有価証券	1,208百万円																																											
その他資産(割賦債権)	400百万円																																											
その他資産(リース投資資産)	3,932百万円																																											
その他資産	2百万円																																											
預金	5,635百万円																																											
借入金	3,195百万円																																											
預け金	30百万円																																											
有価証券	1,079百万円																																											
その他資産(割賦債権)	302百万円																																											
その他資産(リース投資資産)	2,802百万円																																											
その他資産	2百万円																																											
預金	1,890百万円																																											
借入金	2,346百万円																																											
預け金	30百万円																																											
有価証券	1,079百万円																																											
その他資産(割賦債権)	313百万円																																											
その他資産(リース投資資産)	3,262百万円																																											
その他資産	2百万円																																											
預金	2,194百万円																																											
借入金	2,681百万円																																											

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、406,104百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが347,875百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、385,253百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが362,437百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、394,398百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが344,870百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,270百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 24,495百万円</p> <p>11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,950百万円であります。</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,541百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 24,568百万円</p> <p>11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,880百万円であります。</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,530百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 23,742百万円</p> <p>11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,900百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却1,156百万円、貸倒引当金繰入額708百万円及び株式等償却69百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却859百万円、貸倒引当金繰入額178百万円及び株式等償却2,731百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他の経常費用には、貸出金償却5,500百万円及び株式等償却1,022百万円を含んでおります。</p> <p>2 当連結会計年度において、以下の資産グループについて営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な時価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額25百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>場所 主な用途 種類 減損損失 栃木県 遊休資産 1ヶ所 土地 25百万円</p> <p>資産のグルーピングの方法は、営業店店舗については、営業キャッシュ・フローの最小区分である営業店単位で、遊休資産については、各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については、共用資産としております。</p> <p>減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は原則として不動産鑑定評価に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価に基づき測定し、その測定額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	114,108			114,108	
合計	114,108			114,108	
自己株式					
普通株式	627	16		643	(注)
合計	627	16		643	

(注) (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 16千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	397	3.5	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月12日 取締役会	普通株式	397	利益剰余金	3.5	平成21年9月30日	平成21年12月10日

当中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	114,108			114,108	
合計	114,108			114,108	
自己株式					
普通株式	659	10		669	(注)
合計	659	10		669	

(注) (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 10千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	397	3.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	397	利益剰余金	3.5	平成22年9月30日	平成22年12月10日

前連結会計年度（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	114,108			114,108	
合計	114,108			114,108	
自己株式					
普通株式	627	32		659	(注)
合計	627	32		659	

(注) (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 32千株

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月26日 定時株主総会	普通株式	397	3.5	平成21年 3月31日	平成21年 6月29日
平成21年11月12日 取締役会	普通株式	397	3.5	平成21年 9月30日	平成21年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月29日 定時株主総会	普通株式	397	利益剰余金	3.5	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年 9月30日現在 現金預け金勘定 82,793 定期預け金等 2,304 現金及び現金同等物 80,489	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年 9月30日現在 現金預け金勘定 94,439 定期預け金等 2,004 現金及び現金同等物 92,435	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年 3月31日現在 現金預け金勘定 74,862 定期預け金等 2,058 現金及び現金同等物 72,803

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
オペレーティング・リース取引 (貸主側) ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料	オペレーティング・リース取引 (貸主側) ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料	オペレーティング・リース取引 (貸主側) ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料
1年内 35百万円	1年内 44百万円	1年内 41百万円
1年超 1百万円	1年超 1百万円	1年超 0百万円
合計 36百万円	合計 46百万円	合計 42百万円

(金融商品関係)

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年 9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。中間連結貸借対照表計上額で重要性が乏しい科目については記載を省略しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	94,439	94,439	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	16,012	15,929	82
その他有価証券	669,143	669,143	
(3) 貸出金	1,588,359		
貸倒引当金(*)	18,581		
	1,569,777	1,580,069	10,291
資産計	2,349,372	2,359,581	10,209
預金	2,294,569	2,296,458	1,889
負債計	2,294,569	2,296,458	1,889

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

最近の金融市場の状況を勘案した結果、一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間連結会計期間末は合理的な見積もりに基づき算定された価額としております。なお、これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が1,343百万円、その他有価証券評価差額金が799百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が544百万円減少しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)	
区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,744

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理しております。

前連結会計年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、主に銀行業務を中心に事業を行っております。これら業務を行うため、主な営業基盤である栃木県内を中心とした個人預金及び法人預金等によって資金調達を行っております。より多くのお客様から預金をお預かりし、預金の小口分散化を進めることによる安定した資金調達を基本方針としております。

資金運用については、地域経済の発展と豊かな社会作りのため、住宅ローンを中心とした個人ローンや地元中小企業及び個人事業主等の育成・支援という地域金融機関としての公共的使命のもと、お客様の幅広い資金ニーズに対応した融資により行っております。徹底したリテール戦略による底辺拡大を行い、将来にわたる融資基盤造りを行うことを基本方針としております。有価証券運用については、国債・政府保証債・公共債等による安定運用を基本スタンスとした運用を行っております。デリバティブは、金利リスク及び為替リスク等を効率的に管理する手段として利用しており、投機的な収益獲得手段としては取扱わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の個人、事業先に対する貸付金であり、信用供与先の財務内容の悪化等により債務履行能力に問題が生じ、資産の価値が減少ないし消滅する信用リスクに晒されております。また、一部の連結子会社においては、国内の法人向けにリース債権を保有しており、これについても信用リスクに晒されております。

有価証券は、債券を中心として株式、投資信託等を純投資目的、満期保有目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券については、売買目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利や市場価格の変動により資産の価値が変動し損失を蒙るリスクに晒されております。

また、外国為替取引に伴う外貨建ての資産については、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外国為替取引にかかる為替先物予約取引を行っており、為替の変動リスクに晒されております。

負債である預金については、一定の環境の下で支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、「リスク管理基本規程」及び「信用リスク管理規程」の他、信用リスクに関する諸規程に基づき、審査部、個人ローン部が個別債務者・案件に対し、与信審査、与信限度額の設定、与信情報管理、保証や担保の設定、内部格付等の審査・管理を行うことで、個別債務者の信用リスクを管理するとともに、管理部と連携して問題債権への対応を行う体制を整備し、随時、取締役会、経営会議にて審議、報告を行っております。

また、有価証券の発行体の信用リスクについては、資金運用部が、定期的に外部格付等の信用情報や時価の把握を行うことで管理しております。

さらに、経営企画部リスク管理室が、業種集中や大口集中等のモニタリングを定期的に行って信用リスクの分散を図り、モニタリングの結果は定期的に取り締役会、ALM委員会に報告しております。

これらの信用リスク管理の状況については、随時、監査部がチェックしております。

市場リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理基本規程」及び「市場リスク管理規程」に基づき、市場リスクを適切にコントロールするために、当行の体力に見合った市場リスクの限度額を定めており、資金運用部等の業務執行部門において、市場リスク量が限度枠内に収まるように市場取引等の運用を行っているほか、経営企画部リスク管理室が、当行全体の金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等を統括的にモニタリングして限度額の遵守状況等を監視し、その結果を定期的に取り締役会、ALM委員会に報告しております。

また、有価証券については、「有価証券取扱規程」及び「同要領」等に従い、資金運用部において投資にあたっての事前審査を行うほか、毎月に定める有価証券投資計画に基づき運用を行っております。さらに、当行の体力を勘案した保有限度額と損失限度額を定め、経営企画部リスク管理室が日次で遵守状況をモニタリングしており、これに抵触した場合は、臨時のALM委員会を開催して対応を協議するなど、市場リスクに対する管理体制を整備しております。

外貨建ての資産については、「国際業務管理基準」において、資金ポジションの限度額を定めており、実需に応じてカバー取引を行っております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクについては、資金運用部が、資金繰り表を作成・更新したうえ、経営企画部リスク管理室に報告しているほか、「危機管理計画」により、平常時、懸念時、危機時の流動性準備額を定め、これを上回る流動性資産を保有していることを常時管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。連結貸借対照表計上額で重要性が乏しい科目については記載を省略しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	74,862	74,862	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	17,035	16,563	471
その他有価証券	665,182	665,182	
(3) 貸出金	1,583,815		
貸倒引当金(*)	19,786		
	1,564,029	1,568,759	4,730
資産計	2,321,109	2,325,368	4,258
預金	2,262,102	2,264,117	2,015
負債計	2,262,102	2,264,117	2,015

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,788

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について74百万円減損処理しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	83,572	165,089	151,387	70,050	159,132	19,236
満期保有目的の債券	1,403	1,603	2,958	3,069	4,000	4,000
うち国債	1,003	1,001	1,008	19		
地方債		2				
社債	400	600	1,950	50		
その他				3,000	4,000	4,000
その他有価証券のうち満期があるもの	82,169	163,485	148,429	66,980	155,132	15,236
うち国債	32,284	45,605	52,653	38,837	112,625	15,236
地方債	2,442	24,078	26,150	12,206	13,443	
社債	46,441	89,513	50,620	15,434	23,782	
その他	1,000	4,288	19,004	501	5,281	
貸出金(*)	196,215	123,205	179,685	94,797	178,854	680,783
合計	279,788	288,294	331,073	164,847	337,987	700,020

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない34,290百万円、期間の定めのないもの95,983百万円は含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内
預金(*)	2,053,363	153,901	54,837
合計	2,053,363	153,901	54,837

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- 1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	3,017	3,105	87
地方債	2	2	0
短期社債			
社債	1,000	1,001	1
その他	12,000	11,270	729
合計	16,019	15,379	640

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	43,440	34,566	8,873
債券	594,192	602,671	8,478
国債	293,441	297,516	4,074
地方債	62,365	63,495	1,130
短期社債			
社債	238,386	241,660	3,273
その他	22,551	20,829	1,722
合計	660,184	658,067	2,116

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について33百万円減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための、株式の減損基準は以下のとおりです。

- (1) 時価のある株式は、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、減損処理を行います。また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、以下の場合減損処理を行います。

過去2年間の平均株価が簿価比30%以上下落し、回復の可能性が認められないと判定した場合。

当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または経常利益が2年連続して赤字となり翌年も同様の状況が予測される場合。

- (2) 時価のない株式は、1株当たりの純資産額が取得原価と比べて50%以上下落した場合は減損処理を行います。

(追加情報)

最近の金融市場の状況を勘案した結果、変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間連結会計期間末は合理的な見積りに基づき算定された価額としております。なお、これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が4,128百万円、その他有価証券評価差額金が2,456百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が1,671百万円減少しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	2,050
その他有価証券	
非上場株式	1,890
その他証券	393

(注) 当中間連結会計期間において、非上場株式について35百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	2,030	2,097	67
	地方債	2	2	0
	短期社債	-	-	-
	社債	1,700	1,718	18
	その他	6,000	6,088	88
	外国証券	6,000	6,088	88
	小計	9,732	9,906	173
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	1,280	1,257	22
	その他	5,000	4,766	233
	外国証券	5,000	4,766	233
	小計	6,280	6,023	256
合計		16,012	15,929	82

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	2,114	1,622	491
	債券	537,927	526,314	11,613
	国債	234,775	229,282	5,493
	地方債	85,777	83,704	2,073
	短期社債	-	-	-
	社債	217,374	213,328	4,046
	その他	18,926	18,605	321
	外国証券	18,926	18,605	321
	その他の証券	-	-	-
	小計	558,968	546,542	12,426
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	28,875	37,810	8,935
	債券	66,557	68,138	1,580
	国債	60,069	61,618	1,548
	地方債	2,104	2,105	0
	短期社債	-	-	-
	社債	4,384	4,415	30
	その他	14,741	16,967	2,225
	外国証券	7,803	8,000	196
	その他の証券	6,938	8,967	2,029
	小計	110,175	122,916	12,741
合計		669,143	669,458	315

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,731百万円（うち、株式2,731百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための、株式の減損基準は以下のとおりです。

- (1) 時価のある株式は、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、減損処理を行います。また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、以下の場合に減損処理を行います。

過去2年間の平均株価が簿価比30%以上下落し、回復の可能性が認められないと判定した場合、

当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または経常利益が2年連続して赤字となり翌年も同様の状況が予測される場合。

- (2) 時価のない株式は、一株当たりの純資産額が取得原価と比べて50%以上下落した場合は減損処理を行います。

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1

2 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	3,014	3,092	77
	地方債	2	2	0
	短期社債	-	-	-
	社債	1,500	1,515	15
	その他	2,000	2,012	12
	外国証券	2,000	2,012	12
	小計	6,516	6,622	106
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	19	19	0
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	1,500	1,433	66
	その他	9,000	8,488	511
	外国証券	9,000	8,488	511
	小計	10,519	9,941	578
合計		17,035	16,563	471

3 その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,822	3,531	1,291
	債券	523,299	515,717	7,581
	国債	269,910	266,548	3,362
	地方債	61,243	60,100	1,142
	短期社債	-	-	-
	社債	192,146	189,069	3,077
	その他	14,572	14,397	174
	外国証券	14,572	14,397	174
	その他の証券	-	-	-
	小計	542,694	533,646	9,047
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28,925	36,405	7,480
	債券	78,059	78,331	271
	国債	27,333	27,395	62
	地方債	17,079	17,155	75
	短期社債	-	-	-
	社債	33,646	33,780	133
	その他	15,503	17,111	1,607
	外国証券	7,961	8,016	55
	その他の証券	7,541	9,094	1,552
	小計	122,488	131,847	9,359
合計		665,182	665,494	311

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,788百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	9,915	1,707	468
債券	157,623	1,718	4
国債	113,705	1,012	4
地方債	4,382	124	-
短期社債	-	-	-
社債	39,536	581	-
その他	135	-	-
外国証券	-	-	-
その他の証券	135	-	-
合計	167,674	3,426	473

6 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に保有目的を変更した有価証券は該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、947百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための、株式の減損基準は以下のとおりです。

(1) 時価のある株式は、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、減損処理を行います。

また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、以下の場合に減損処理を行います。

過去2年間の平均株価が簿価比30%以上下落し、回復の可能性が認められないと判定した場合。

当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または経常利益が2年連続して赤字となり翌年も同様の状況が予測される場合。

(2) 時価のない株式は、1株当たりの純資産額が取得原価と比べて50%以上下落した場合は減損処理を行います。

(追加情報)

最近の金融市場の状況を勘案した結果、変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当連結会計年度末は合理的な見積もりに基づき算定された価額としております。なお、これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が4,038百万円、その他有価証券評価差額金が2,402百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が1,635百万円減少しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	11,011	11,011	

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	9,286	9,286			

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	10,151	10,151			

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,116
その他有価証券	2,116
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	1,063
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,052
(-)少数株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,052

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	315
その他有価証券	315
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	140
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	174
(-)少数株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	174

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	311
その他有価証券	311
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	319
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7
(-)少数株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	7

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	131	130	1
	合計		130	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	63		0	0
	買建	33		0	0
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
	合計			1	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	8,000	8,000	(注)
	合計				

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	60		0	0
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益及び経常利益の合計額に占める銀行業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及びセグメントの資産の金額の合計額に占める銀行業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	16,533	5,800	4,473	26,807

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	975.57	1,017.00	1,002.32
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	28.89	19.73	49.71
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円			

(注) 1 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	112,330	117,459	115,596
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	1,637	2,093	1,884
(うち少数株主 持分)	百万円	1,637	2,093	1,884
普通株式に係る中間期 末(期末)の純資産額	百万円	110,692	115,366	113,712
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 中間期末(期末)の普 通株式の数	千株	113,464	113,438	113,448

(2) 1株当たり中間(当期)純利益金額

		前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 金額				
中間(当期)純利益	百万円	3,278	2,237	5,640
普通株主に 帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る中 間(当期)純利益	百万円	3,278	2,237	5,640
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	113,471	113,443	113,464

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>当行の取引先である株式会社穴吹工務店は、平成21年11月24日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同日受理されました。</p> <p>当行の同社に対する債権等の額は3,240百万円(貸出金3,180百万円、株式60百万円)で、担保等を控除した回収不能見込み額は3,206百万円であり、平成22年3月期第3四半期において同額を損失処理する予定であります。</p>		

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
経常収益	12,810	13,204
資金運用収益	10,399	9,996
(うち貸出金利息)	8,683	8,244
(うち有価証券利息配当金)	1,697	1,734
役務取引等収益	1,116	1,363
その他業務収益	17	821
その他経常収益	1,276	1,023
経常費用	10,026	11,069
資金調達費用	979	657
(うち預金利息)	965	646
役務取引等費用	725	777
営業経費	6,927	7,125
その他経常費用	1,393	2,509
経常利益	2,783	2,134
特別利益	470	163
固定資産処分益	99	4
償却債権取立益	217	164
その他	152	6
特別損失	31	39
固定資産処分損	27	22
その他	4	16
税金等調整前四半期純利益	3,221	2,258
法人税、住民税及び事業税	6	109
法人税等調整額	1,338	1,338
法人税等合計	1,344	1,447
少数株主損益調整前四半期純利益		810
少数株主利益	45	118
四半期純利益	1,831	691

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1 その他経常費用には、貸出金償却789百万円、株式等償却35百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸出金償却365百万円、株式等償却2,731百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年 9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年 3月31日)
資産の部			
現金預け金	8 82,431	8 94,316	8 74,641
コールローン	3,788	4,610	4,279
商品有価証券	116	137	149
金銭の信託	11,011	9,286	10,151
有価証券	1, 8, 12 678,422	1, 8, 12 686,902	1, 8, 12 684,007
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,569,178	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,591,202	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,586,957
外国為替	6 1,236	6 808	6 1,041
その他資産	8 6,802	8 18,054	8 6,776
有形固定資産	10, 11 23,982	10, 11 23,827	10, 11 23,643
無形固定資産	3,299	3,567	3,951
繰延税金資産	27,615	23,366	25,743
支払承諾見返	8,554	7,304	7,820
貸倒引当金	20,887	17,549	18,703
資産の部合計	2,395,550	2,445,836	2,410,461
負債の部			
預金	8 2,254,924	8 2,295,626	8 2,263,089
譲渡性預金	-	150	-
借入金	13	21	13
外国為替	28	45	37
その他負債	7,235	13,320	11,742
未払法人税等	227	144	344
リース債務	1,029	818	924
その他の負債	5,979	12,358	10,473
賞与引当金	917	951	944
役員賞与引当金	27	29	28
退職給付引当金	10,885	10,698	10,770
役員退職慰労引当金	377	382	423
睡眠預金払戻損失引当金	189	198	186
偶発損失引当金	153	236	180
再評価に係る繰延税金負債	10 1,731	10 1,701	10 1,705
支払承諾	8,554	7,304	7,820
負債の部合計	2,285,039	2,330,666	2,296,942

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	27,408	27,408	27,408
資本剰余金	26,150	26,150	26,150
資本準備金	26,150	26,150	26,150
利益剰余金	59,592	63,416	61,580
利益準備金	1,745	1,745	1,745
その他利益剰余金	57,847	61,671	59,835
別途積立金	54,087	58,987	54,087
繰越利益剰余金	3,760	2,684	5,748
自己株式	431	441	437
株主資本合計	112,720	116,533	114,701
その他有価証券評価差額金	1,052	174	7
土地再評価差額金	10 1,156	10 1,189	10 1,190
評価・換算差額等合計	2,209	1,364	1,182
純資産の部合計	110,510	115,169	113,518
負債及び純資産の部合計	2,395,550	2,445,836	2,410,461

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	25,017	25,217	50,799
資金運用収益	21,126	20,453	41,983
(うち貸出金利息)	17,414	16,567	34,488
(うち有価証券利息配当金)	3,669	3,851	7,419
役務取引等収益	2,256	2,509	4,647
その他業務収益	44	1,472	1,768
その他経常収益	1,590	781	2,399
経常費用	19,173	20,946	41,943
資金調達費用	2,026	1,380	3,671
(うち預金利息)	2,026	1,380	3,671
役務取引等費用	1,548	1,693	3,215
その他業務費用	-	-	4
営業経費	¹ 13,646	¹ 13,940	27,938
その他経常費用	² 1,952	² 3,932	² 7,113
経常利益	5,843	4,271	8,855
特別利益	³ 706	³ 298	³ 1,300
特別損失	⁴ 107	⁴ 121	^{4, 5} 237
税引前中間純利益	6,442	4,448	9,919
法人税、住民税及び事業税	25	20	50
法人税等調整額	3,158	2,193	4,259
法人税等合計	3,183	2,213	4,309
中間純利益	3,259	2,234	5,609

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	27,408	27,408	27,408
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	27,408	27,408	27,408
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	26,150	26,150	26,150
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	26,150	26,150	26,150
資本剰余金合計			
前期末残高	26,150	26,150	26,150
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	26,150	26,150	26,150
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	1,745	1,745	1,745
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	1,745	1,745	1,745
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	67,887	54,087	67,887
当中間期変動額			
別途積立金の積立	-	4,900	-
別途積立金の取崩	13,800	-	13,800
当中間期変動額合計	13,800	4,900	13,800
当中間期末残高	54,087	58,987	54,087
繰越利益剰余金			
前期末残高	12,951	5,748	12,951
当中間期変動額			
剰余金の配当	397	397	794
別途積立金の積立	-	4,900	-
別途積立金の取崩	13,800	-	13,800
中間純利益	3,259	2,234	5,609
土地再評価差額金の取崩	50	1	84
当中間期変動額合計	16,712	3,063	18,699
当中間期末残高	3,760	2,684	5,748

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	56,680	61,580	56,680
当中間期変動額			
剰余金の配当	397	397	794
別途積立金の積立	-	-	-
別途積立金の取崩	-	-	-
中間純利益	3,259	2,234	5,609
土地再評価差額金の取崩	50	1	84
当中間期変動額合計	2,912	1,836	4,899
当中間期末残高	59,592	63,416	61,580
自己株式			
前期末残高	423	437	423
当中間期変動額			
自己株式の取得	7	3	14
当中間期変動額合計	7	3	14
当中間期末残高	431	441	437
株主資本合計			
前期末残高	109,816	114,701	109,816
当中間期変動額			
剰余金の配当	397	397	794
中間純利益	3,259	2,234	5,609
自己株式の取得	7	3	14
土地再評価差額金の取崩	50	1	84
当中間期変動額合計	2,904	1,832	4,885
当中間期末残高	112,720	116,533	114,701
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	8,317	7	8,317
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7,264	182	8,325
当中間期変動額合計	7,264	182	8,325
当中間期末残高	1,052	174	7
土地再評価差額金			
前期末残高	1,106	1,190	1,106
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	50	1	84
当中間期変動額合計	50	1	84
当中間期末残高	1,156	1,189	1,190

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等合計			
前期末残高	9,423	1,182	9,423
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	7,214	181	8,240
当中間期変動額合計	7,214	181	8,240
当中間期末残高	2,209	1,364	1,182
純資産合計			
前期末残高	100,392	113,518	100,392
当中間期変動額			
剰余金の配当	397	397	794
中間純利益	3,259	2,234	5,609
自己株式の取得	7	3	14
土地再評価差額金の取崩	50	1	84
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	7,214	181	8,240
当中間期変動額合計	10,118	1,650	13,126
当中間期末残高	110,510	115,169	113,518

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 12年~50年 その他 : 2年~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,552百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,831百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,256百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する役員慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 同左	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 同左	(7) 偶発損失引当金 同左
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法		金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。	
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる中間財務諸表に与える影響はありません。</p>	

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>最近の金融市場の状況を勘案した結果、変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間会計期間末は合理的な見積りに基づき算定された価額としております。なお、これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が4,128百万円、その他有価証券評価差額金が2,456百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が1,671百万円減少しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>最近の金融市場の状況を勘案した結果、一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間会計期間末は合理的な見積りに基づき算定された価額としております。なお、これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が1,343百万円、その他有価証券評価差額金が799百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が544百万円減少しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>最近の金融市場の状況を勘案した結果、変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当事業年度末は合理的な見積りに基づき算定された価額としております。なお、これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が4,038百万円、その他有価証券評価差額金が2,402百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が1,635百万円減少しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。</p>
		<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 関係会社の株式総額 32百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,210百万円、延滞債権額は39,462百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は163百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,161百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 32百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,475百万円、延滞債権額は35,239百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は92百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,472百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 32百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,412百万円、延滞債権額は33,608百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は169百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,247百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																								
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,997百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,693百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、300百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,208百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>5,635百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券83,008百万円及び手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は923百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、386,551百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが347,875百万円あります。</p>	預け金	30百万円	有価証券	1,208百万円	その他資産	2百万円	預金	5,635百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,280百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,643百万円であります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、300百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,079百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>1,890百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券81,454百万円及び手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は868百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、385,253百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが362,437百万円あります。</p>	預け金	30百万円	有価証券	1,079百万円	その他資産	2百万円	預金	1,890百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,437百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,512百万円あります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、300百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,079百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>2,194百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券83,558百万円、手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は909百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、386,120百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが344,870百万円あります。</p>	預け金	30百万円	有価証券	1,079百万円	その他資産	2百万円	預金	2,194百万円
預け金	30百万円																									
有価証券	1,208百万円																									
その他資産	2百万円																									
預金	5,635百万円																									
預け金	30百万円																									
有価証券	1,079百万円																									
その他資産	2百万円																									
預金	1,890百万円																									
預け金	30百万円																									
有価証券	1,079百万円																									
その他資産	2百万円																									
預金	2,194百万円																									

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,270百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 22,455百万円</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,950百万円であります。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,541百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 23,119百万円</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,880百万円であります。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,530百万円</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 22,696百万円</p> <p>12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,900百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 586百万円 無形固定資産 0百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却1,021百万円、貸倒引当金繰入額730百万円及び株式等償却69百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、償却債権取立益308百万円、固定資産処分益99百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、固定資産処分損107百万円であります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 568百万円 無形固定資産 388百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却721百万円、貸倒引当金繰入額198百万円及び株式等償却2,731百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、償却債権取立益298百万円であります。</p> <p>4 特別損失には、固定資産処分損30百万円を含んでおります。</p>	<p>2 その他経常費用には、貸出金償却5,184百万円、貸倒引当金繰入額119百万円及び株式等償却1,022百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、償却債権取立益825百万円、固定資産処分益99百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、固定資産処分損132百万円及び減損損失25百万円を含んでおります。</p> <p>5 当事業年度において、以下の資産グループについて営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な時価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額25百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>場所 主な用途 種類 減損損失 栃木県 遊休資産 1ヶ所 土地 25百万円</p> <p>資産のグルーピングの方法は、営業店店舗については、キャッシュ・フローの最小区分である営業店単位で、遊休資産については、各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については、共用資産としております。</p> <p>減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は原則として不動産鑑定評価に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価に基づき測定し、その測定額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	627	16		643	(注)
合計	627	16		643	

(注)(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。
単元未満株式の買取りによる増加 16千株

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	659	10		669	(注)
合計	659	10		669	

(注)(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。
単元未満株式の買取りによる増加 10千株

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	627	32		659	(注)
合計	627	32		659	

(注)(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 32千株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、事務機器であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,560百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,689百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 871百万円</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 422百万円 1年超 523百万円 合計 946百万円</p> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 331百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 284百万円 支払利息相当額 36百万円 減損損失 百万円</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,844百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,334百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 510百万円</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 343百万円 1年超 218百万円 合計 562百万円</p> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 224百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 190百万円 支払利息相当額 20百万円 減損損失 百万円</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,097百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,431百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 百万円 期末残高相当額 有形固定資産 666百万円</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額 1年内 388百万円 1年超 343百万円 合計 731百万円</p> <p>・リース資産減損勘定の期末残高 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 582百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 493百万円 支払利息相当額 63百万円 減損損失 百万円</p>

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<ul style="list-style-type: none">・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	<ul style="list-style-type: none">・減価償却費相当額の算定方法 同左・利息相当額の算定方法 同左	<ul style="list-style-type: none">・減価償却費相当額の算定方法 同左・利息相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	32
関連会社株式	-
合計	32

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	32
関連会社株式	-
合計	32

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
<p>当行の取引先である株式会社穴吹工務店は、平成21年11月24日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同日受理されました。</p> <p>当行の同社に対する債権等の額は3,240百万円(貸出金3,180百万円、株式60百万円)で、担保等を控除した回収不能見込み額は3,206百万円であり、平成22年3月期第3四半期において同額を損失処理する予定であります。</p>		

4 【その他】

中間配当

平成22年11月10日開催の取締役会において、第108期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	397百万円
1株当たりの中間配当金	3円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月27日

株式会社 栃木銀行
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大森 佐知子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社穴吹工務店が、平成21年11月24日付で会社更生手続開始の申立てを行い、同日受理された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月17日

株式会社 栃木銀行
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥 永 めぐみ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月27日

株式会社 栃木銀行
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大森 佐知子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第107期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社穴吹工務店が、平成21年11月24日付で会社更生手続開始の申立てを行い、同日受理された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月17日

株式会社 栃木銀行
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥 永 めぐみ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第108期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。